

施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報			施設番号	s01915	住所(所在地)	松阪市飯高町森2126番地1			
			施設名称	グループホームいいたか(グループホームいいたか)					
			根拠条例	松阪市飯高高齢者認知症対応型共同生活介護事業所条例	設置年度	平成17年度			
			担当部署	飯高地域振興局 地域住民課	財産区分	12 公共用財産			
設置目的	すべての人々が飯高町内でいつまでも元気で暮らせるように願いをこめて建てられた。在宅で介護することが困難な認知症等高齢者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を利用者が可能な限り自立して営むことができるよう支援する。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	3台	
	土地	敷地面積	1998.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	グループホームいいたか			構造・階数	木造(柱10.5cm角以下)・地上2階・地下0階		
		用途	老人施設	建築年月日	平成17年 5月13日	建物取得費	146,490,000 円		
		延床面積	670.11 m ²	所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大規模改修等(3000円以上)	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)		
		平成22年度	グループホームいいたか		スプリンクラー設置		5,574,550 円		
	リスク・高機能化対応度	H23 火災通報装置電話回線復旧工事 停電時に加圧ポンプが作動しないため、水道管バイパスを敷設 パリアフリー適合施設 H25 飛散防止フィルム貼付							
	管理・運営上の問題点	建物は平成17年に建設のため、大規模な修繕等は予定していない。社会的にも高齢化が進み、多くの需要が見込まれる中、入所者も高齢化が進み、また重度化していくことが考えられる為、今後は転倒などの事故が増えることが想定される。事故防止を図るためには、職員の対人援助に差が生まれないよう意思統一を図り、利用者や家族の声に耳を傾け、今まで以上に満足していただけるサービス提供が必要。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	建設費用は地方債(過疎債)、一般財源を活用。 社会福祉法人いいたかがおこなった介護保険事業に係る虚偽申請及び不正請求が、介護認定審査・監査室の監査により判明し、同法人が指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を取り消され指定管理者の指定取り消しとなったため、平成22年7月より指定管理者を変更。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	—		休館日	—		運営形態	指定管理	
	委託期間(指定管理の場合)	自	平成 24年 4月 1日			至	平成 29年 3月 31日		
	管理者・運営者名	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会		業務内容	在宅での介護が困難な認知症の高齢者に対し、家庭的な環境のもとで、日常生活の世話及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を利用者が可能な限り自立して営むことができるよう支援す				
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	
	合計	0.00		人					
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費				817,020				
	光熱水費								
	保守点検委託料								
	賃借料								
修繕費				817,020					
その他の経費				②小計					
人件費				0					
職員等				0					
非常勤職員				0					
①小計				817,020					
④合計(①+②)−③				-4,320,000 円					
				③年間収入合計					
				5,137,020					
				市民一人あたりのコスト					
				-25.71 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)		
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)	
	入所人数	定員18名(9名×2ユニット)	人×月	215	210	211			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設			ホテルスメール		
特記事項	避難場所指定無し 地域に無くてはならない施設となっており、利用料金の減額など、利用者への利益還元も行われている。現在、指定管理での運用となっているが、今後、引き続き指定管理での運営を続けるのか、時期を見て払い下げを行うのかなどの検討が必要。 入所者からの利用料金は全額指定管理者の収入となり、指定管理委託料の支払いは無い。指定管理者より納付金として4,320,000円を納めてもらい、高齢者地域福祉基金へ積み立てている。								

